

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

フロン類回収業者登録申請書作成の手引き

令和 7 年 3 月改訂

秋 田 県

1 登録基準について

フロン類回収業の登録を受けるには、次の登録基準に適合している必要があります。

フロン類回収業者の登録基準

- ①申請に係る事業所ごとに、フロン類回収設備が使用できること。
- ②フロン類回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
- ③申請者が欠格要件に該当しないこと。(詳細は欠格要件一覧表を参照してください)

※ 登録基準の詳細については、管轄する保健所にお尋ねください。

欠格要件一覧表

1	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として <u>主務省令で定める者</u> ^{※1} 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2	・使用済自動車の再資源化等に関する法律 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 又はこれらの法律に基づく処分に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3	使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という）第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4	引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
5	法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6	引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの
7	法人でその <u>役員</u> ^{※2} のうちに1から5までのいずれかに該当する者のあるもの

※1 「精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と定められています。

※2 業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

2 フロン類回収業の登録について

使用済自動車のフロン類の回収を業として行おうとする事業者は、その業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）の登録を受けなければなりません。

- （１）秋田県内（秋田市を除く）でフロン類の回収を行う事業所の所在地がある場合は、秋田県知事の登録を受けなければなりません。
- （２）秋田市内にフロン類の回収を行う事業所の所在地がある場合は、秋田市長の登録を受けなければなりません。
- （３）秋田市内と秋田県内（秋田市を除く）の両方にフロン類の回収を行う事業所の所在地がある場合は、秋田市長と秋田県知事の両方の登録を受けなければなりません。

3 登録の申請先について

秋田県知事の登録を受けようとする事業者は、次の窓口申請してください。

- （１）フロン類の回収を行う事業所の所在地を管轄する保健所に申請してください。
- （２）複数のフロン類の回収を行う事業所がある場合は、本店所在地又は住所（主たる事務所）の管轄する保健所に申請してください。

※ 各市町村別の管轄保健所については、「登録申請先一覧」を参考にしてください。

（参考）

秋田市長の登録を受けようとする事業者は、下記に相談してください。

秋田市環境部廃棄物対策課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL. 018-888-5713

登録申請先一覧

秋田県の保健所は、地域振興局福祉環境部内にあります。

事業所がある市町村	管 轄 保 健 所	電話番号
大館市、鹿角市、小坂町	大館保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3953
北秋田市、上小阿仁村	北秋田保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1165
能代市、三種町、八峰町	能代保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒016-0815 能代市御指南町1-10	0185-52-4331
男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村	秋田中央保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	018-855-5173
由利本荘市、にかほ市	由利本荘保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒015-0885 由利本荘市水林408	0184-22-4121
大仙市、仙北市、美郷町	大仙保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3683
横手市	横手保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒013-0033 横手市旭川1丁目3-46	0182-32-4005
湯沢市、羽後町、東成瀬村	湯沢保健所 環境指導課 環境・食品衛生チーム 〒012-0857 湯沢市千石町2丁目1-10	0183-73-6157

※ 秋田市にフロン類の回収を行う事業所がある場合は秋田市へ申請してください。

※ 複数のフロン類の回収を行う事業所がある場合は、本店所在地又は住所（主たる事務所）の管轄する保健所に申請してください。

4 登録後の届出等

次の(1)、(2)に該当する場合は、その変更又は廃止の日から30日以内に届出を行う必要があります。

(1) 次の事項を変更したとき(変更届)

- ① 氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その代表者の氏名)
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合は、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名
- ④ 法定代理人の氏名及び住所
- ⑤ 回収しようとするフロン類の種類
- ⑥ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力(フロン類回収設備の能力、数の変更で回収しようとするフロン類の変更がない場合は除く)

(2) 次に該当することとなった場合(廃業等届)

- ① 死亡した場合
- ② 法人が合併により消滅した場合
- ③ 法人が破産により解散した場合
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合
- ⑤ その登録に係る解体業・破砕業を廃止した場合

(1)、(2)の届出等は、当初の登録申請を行った保健所をお願いします。
(届出書及び申請書の様式は、各保健所に備え付けてあります。)

5 標識の掲示

フロン類回収業者は、事業所ごとに公衆の見やすいところに標識を掲げる必要がありますので、次の標識を掲示してください。

なお、標識の代わりに登録通知書を掲示することでも差し支えありません。

また、常時雇用する従業員の数が5人以下である場合又は自ら管理するウェブサイト有していない場合を除き、同様の事項を自ら管理するウェブサイト上に掲載する必要があります。

- ① 標識の大きさは縦、横20cm以上でフロン類回収業者を示していること
- ② フロン類回収業者の氏名又は名称が記載されていること
- ③ 回収しようとするフロン類の種類が記載されていること
- ④ フロン類回収業者の登録番号が記載されていること

6 電子マニフェスト制度を利用するための登録

フロン類回収業者は、電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡し等の報告を行う義務があり、その報告を行うため県の登録とは別に自ら情報管理センター(公益財団法人自動車リサイクル促進センター)へ事業者登録をする必要があります。

登録申請書は、各保健所又は自動車関係団体にあります。

なお、申請書の記載方法等のお問い合わせは下記にお願いします。

<手続き先>

書類送付先・問い合わせ先(平日/9:00~18:00 土日・祝日 休業)

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話/050-3786-7403 郵便/〒105-8691 東京都芝郵便局 私書籍第8号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の
規定による フロン類回収業者登録申請 チェックリスト

(申請書)

項 目	適 否
申請者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）が記載されているか。 ※ 郵便番号、電話番号も記入すること。	
事業所の名称及び所在地が記載されているか。 ※ 郵便番号、電話番号も記入すること。 ※ 複数の事業所を有する場合は全ての事業所を記入すること。	
申請者が法人である場合は、その役員の氏名が記載されているか。 ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を言います。	
申請者が未成年者である場合において、法定代理人が個人である場合は、法定代理人の氏名及び住所が記載されているか。	
申請者が未成年者である場合において、法定代理人が法人である場合は、法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名が記載されているか。	
回収しようとするフロン類の種類が記載されているか。	
使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備も種類及び能力が記載されているか。	
フロン類回収設備の数が記載されているか。	

(添付書類等)

項 目	適 否
欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面が添付されているか。	
申請者が個人である場合は、住民票の写しが添付されているか。	
申請者が法人である場合は、登記簿の謄本が添付されているか。	
申請者が未成年者である場合において、法定代理人が個人である場合は、法定代理人の住民票の写しが添付されているか。	
申請者が未成年者である場合において、法定代理人が法人である場合は、登記簿の謄本が添付されているか。	
フロン類の回収の用に供する設備の所有権限を有することを証する書類が添付されているか。 ※ 所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類を添付すること。	
フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類が添付されているか。	
登録手数料（秋田県証紙）が添付されているか。 新規登録 4,000円、更新登録 4,000円	

< 記載例 >

登録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

令和7年 3月31日

秋 田 県 知 事

(郵便番号) 123-4567
住 所 秋田県秋田市山王4丁目1-1
氏 名 秋田県株式会社
代表取締役 秋田 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0123-45-6789

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
あきた たろう 秋田 太郎	代表取締役
あきた じろう 秋田 次郎	取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	

住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	秋田県株式会社 秋田営業所
所 在 地	(郵便番号) 123-4567 秋田県秋田市山王 4 丁目 1 - 1 電話番号 0123-45-6789

回収しようとするフロン類の種類

C F C	○
H F C	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	1 台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三（第五十条関係）

登録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

秋 田 県 知 事

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	

住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	(郵便番号)
電話番号	

回収しようとするフロン類の種類

C F C	
H F C	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

誓

約

書

私（当社は）、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項（第56条第1項）第1号から第7号までのいずれにも該当しません。

[法律第45条第1項（第56条第1項）の内容]

- 第1号 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 第2号 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第3号 第51条第1項（第58条第1項）の規定による登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 第4号 引取業者（フロン類回収業者）で法人であるものが第51条第1項（第58条第1項）の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者（フロン類回収業者）の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 第5号 第51条第1項（第58条第1項）の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 第6号 引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から第5号までのいずれかに該当するもの
- 第7号 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

以上、誓約します。

年 月 日

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
